

第 24 回国家競争力強化委員会

2011 年 1 月 19 日
青瓦台ホームページ

1 月 19 日、午前 9 時 30 分大統領府世宗室で李明博大統領出席の下に、第 24 回国家競争力強化委員会(姜万洙委員長)が開催されました。

今回の会議では「5%台経済成長を導く下位法令の特別整備推進」「基礎行政インフラ先進化の方案」「技術力増進、生産力拡大、雇用福祉のための学業・就職並行教育体制の構築方案」を議論して、「国家競争力強化委員会 2011 年業務計画」および「2010 年企業現場あい路改善状況」を報告しました。

李大統領は、現場で規制改革と雇用創出など、仕える行政を一生懸命実践した機関・個人を大統領府迎賓館に招き、褒賞して励ましました。

■推進背景および主要内容

- ◇国家競争力強化委員会 2011 年業務計画では規制緩和を通じた企業環境改善、成長動力拡充および経済力量の強化、社会的資本拡充のため 2011 年に国家競争力強化委員会が推進すべき主要課題をレビュー。
- ネガティブ許認可規制の転換など、既に報告された核心課題の現場定着のため履行実績管理と広報を強化する。
- ◇5%経済成長を導く下位法令の特別整備推進では規制緩和、競争促進、庶民への配慮と関連した下位法令の早急な整備を通じて、5%成長を後押しするための方案を議論。
- 政府が既に確定した改善課題のうち、下位法令だけで推進可能な 486 件(大統領令 285 件、国務総理令・部令 201 件)を 4 月までに整備
- 迅速な法令整備のため下位法令整備体系など、法令整備システムを制度化する方案を下半期まで用意して推進。
- ◇基礎行政インフラ先進化方案では、地番住所、郵便番号、表示板などを国民便益の増進および変化した行政環境と Global 基準に合うよう改善する方案を議論。
- 政府が推進している道路名住所導入方案で国民の意見収斂および Global 基準などを反映させる。
- 5 桁の固有番号(郵便番号)が付与された基礎区域を設定して、各種行政と統計調査のため行政機関が個別に使っている区域を代える計画。
- 合わせて読みやすさ、都市の美観などを考慮した道路名中心の道路表示整備を推進して、英文表記は外国人になじんだ方式に改編。
- ◇学業・就職並行教育体制構築方案では、企業の技術力増進、生産力拡大だけでなく、雇用福祉体制構築を同時に達成できる現場中心の職業教育体制強化方案を議論。
- マイスター高に就職契約(現場教育)入学制を導入し、在学生を対象に就職インターン

を施行するなど現場中心の職業教育を強化して、関連事業の施行と確認のため大韓商工会議所に“民官合同職業教育強化推進団”を設置・運営する計画。

- 就職条件付き社内大学および契約学科と課程を拡大開設して、同種・類似業種の企業が専門技術人材を直接養成できるよう、同業者大学の設立を誘導するなど就職と学業の並行条件を改善。
- 現場教育関連費用に対して R&D 税額控除を提供して、マイスター高・特性化高校卒業生採用に対して雇用創出投資税額控除の優待適用。
- ◇最後に 2010 年企業現場あい路改善状況をレビュー。
- 推進団は地域現場点検活動(30 回)と業種別懇談会(57 業種、68 回)および経済団体建議収斂等を通じて企業現場あい路を把握した。
- 発掘された現場あい路のうち 559 件を部署と協議して立地、金融・税制、住宅・建設などの分野で 456 件を改善。
- ◇会議終了後、李大統領は迎賓館で「第 3 回仕える行政の大賞」受賞者(2 地方自治体および公務員・経済団体職員 20 人)を表彰して、昼食を共にした。

□最初の案件としてグローバル一流国家のための国家競争力強化委員会 2011 年業務計画」をレビュー

(1) 2010 年の推進および規制改革体感度

- 昨年、国家競争力強化委員会は 4 回の会議を通じて規制公平制の導入、許認可制度改善など 11 案件をレビュー(国家競争力強化委員会発足後、63 案件を報告)
- 現場中心の規制改革活動で、企業の規制改革体感度が持続改善されたと評価
 - * 規制改革満足度:(全経連) 8.9%('08.2 月) 39.1%('10.2 月)
 - (大韓商工会議所) 38.9 ('09.10 月)? 41.6% ('10.11 月)

(2) 2011 年の主要推進課題

- 2011 年には規制緩和を通じた企業環境改善、成長動力拡充および経済力量強化、社会的資本拡充のために努力していく計画である。
 - (規制緩和を通じた企業環境改善) 下位法令を速かに整備して、放送・通信、エネルギーなど国民生活に密接な分野で参入規制改善を推進
 - (成長動力拡充および経済力量強化) 就職・学業並行職業教育体制を拡げて、山林資源の活用および在外同胞の力量強化方を推進
 - (社会的資本拡充) 変化した環境に合うように基礎行政インフラを先進化するなど社会的資本を拡充

(3) 課題の履行管理および広報強化

- ネガティブ許認可規制転換など、改革課題の迅速な履行のためオール政府の推進体系を構成して履行状況を常時管理

* ネガティブ許認可規制転換履行点検団：国家競争力強化委員会法制処が主管し、各部署の企画調整室長が参加

○規制改革などの効果が現場で体感されるよう関連内容に対する広報力量を強化

□二番目の案件として、先進一流国家への跳躍のため「5%経済成長を導く下位法令特別整備推進」について議論

○規制緩和、競争促進などのため発掘・確定した制度改善課題を成功的に終えるためには法令が速かに整備されることが必要

-このため法律の制定・改正案が国会で迅速に処理されるよう努力する一方、

-施行令・施行規則など下位法令改正だけで制度改善をできる事項などは速かに整備

○規制緩和などのための法令改正措置を早期に終え、投資拡大効果がある場合、追加的な経済活性化効果期待が可能

* 例) 規制緩和など制度改善の迅速な仕上げにより投資が拡大するならば、1%p以上の追加成長効果をもたらすなど5%成長達成に寄与することが可能

○しかし、緩い整備日程、事後管理体系の不良などにより一部下位法令が速かに整備されず、当初の制度改善趣旨が変更されたり、政府への信頼が低下するなどの問題発生

○政府は下位法令改正だけで可能な事項を全面再点検して、年初に必要な制度改善措置を終える方針

-合わせて制度改善を通じて持続成長を後押しできるよう、不合理な法令に対する体系的で迅速な発掘・整備システムも構築する計画

(1) 制度改善関連整備対象の下位法令

○許認可など規制改善と経済活性化、親庶民・国民の不便解消、社会的弱者保護と行政制度改善と関連した486件の法令整備推進

-分野別：許認可など規制改善144件、経済活性化165件、親庶民・国民の不便解消152件、社会的弱者保護などその他25件

-法令別：大統領令285件、総理令・部令201件

-機関別：国務総理室71件、国家競争力強化委員会28件、法制処325件、企画財政部24件、行政安全部38件

(2) 制度改善のための下位法令特別整備計画の樹立・推進

○確定した制度改善課題のうち下位法令だけで推進が可能な課題に対する全般的な点検を経て、下位法令特別整備計画を樹立・推進

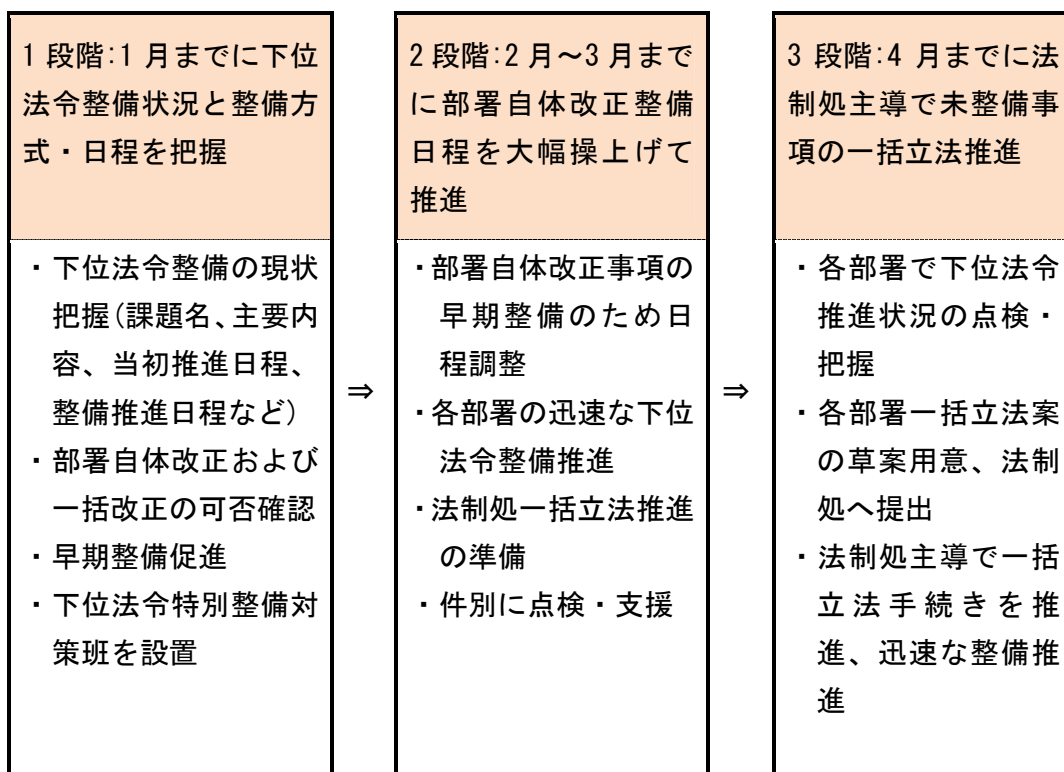
- (推進方式) 部署自体の改正や法制処主導一括立法を通じて早期に整備推進

- (整備時期) 部署自体改正事項は今年3月まで、法制処主導一括立法は今年4月までに整備完了推進

i) 各部署自体改正事項は既存日程を操り上げて1次整備は2月まで、部署協議や

意見収斂が必要な法令は3月までに整備完了

- ii) 部署が2月と3月まで自体改正をしなかった課題を一度に集めて法制処主導で4月に一括立法推進



- 下位法令特別整備のため下位法令特別整備対策班を設置・運営
 - 段階別に下位法令整備推進状況を総括点検・管理するため下位法令特別整備対策班を法制処政府立法推進状況室に設置・運営
- 国家競争力強化委員会でも雇用誘発、投資促進などに関連した課題として下位法令事項は調整を経て迅速に整備を推進
- (3) 国家競争力を高めるため法令整備システムの制度化
 - ① 不合理な制度改善のため体系的な発掘・整備システムを構築
 - 法令、行政規則、自治法規まで網羅した現データベースと法令体系網を構築した統合国家法令情報センターの構築
 - * 特に行政規則と自治法規は法令のように法文全体が完結した形態で提供されず、完結した形態で提供が必要
 - 国民と公務員、各種機関と団体などが法令と関連した改善意見が活発に提出されるよう、法制処に国民法制官制度の導入およびオンライン国民参加立法センターを下半期までに構築・提供
 - * オンライン国民参加立法センターでは政府立法段階別で法令案情報公開を拡大し

て、法令(案)に対して自由なコメント・討論と意見提出を誘導

②下位法令を通じた迅速な制度改善システムの構築

○制度改善総括機関の事後管理機能を強化

-制度改善事項を法律事項と下位法令事項で区分して、推進実績を四半期別に点検

○各部署に迅速な下位法令整備義務を付与

-制度改善課題のうち下位法令事項については各部署が速かに整備する義務を付与して、必要時には半期別で下位法令整備計画を樹立

○各部署の自律整備が生ぬるい場合、国家競争力強化委員会協調の下に法制処が政府下位法令整備計画を樹立して下位法令整備を推進

③その他の法令整備システム改善方案の用意

○行政規則整備を通じた迅速な制度改善方案を用意

-制度改善事項のうち各部署などの行政規則事項は所管機関が下位法令整備に準じて責任をとり整備

○法律簡潔化を通じた下位法令整備効率化など法制度先進化

-細部手続き規定、専門技術事項など細部事項を下位法令に委任することによって細部事項に関する制度改善推進が迅速に成立する基盤づくり

□第3の案件として「基礎行政インフラ先進化方案」を議論

○導入されて40年~90年になった住所、郵便番号などを新しい行政環境とGlobal基準に合わせて全面的に改編

* 導入時期:地番住所(1912年)、邑面洞(1910年代)、道路標識(1955年)、郵便番号(1970年)

(1) Global基準に合った道路名住所の定着

○予備案内期間に道路名住所に対して住民の多様な意見を提示

* 位置を検索簡単にするために導入した数字方式の道路名に対し、固有性反映の意見(○○1→地域名を反映した道路名)

* 道の名前が長くて暗記したり、使ううえで不便(8字以上が全体の24%)

* 英語表現 로→Ro、1길→1gil、1번길→1Beon-gil と表現して外国人には理解困難

○住民の意見を反映した道路名改善、企業の住所DBコンバート作業、国民の新しい住所への適応などを勘案して、住所の並行使用期間を延長する方案を検討

○民間の顧客DBの住所変更時に個人別同意手続き簡素化、大量住所DB一括転換プログラムの開発支援、新株所での転換手続き簡素化など政府の多様な支援対策を用意する計画

* 新住所および新郵便番号義務化使用の時期一致、DB上の顧客住所変更時に個人別

同意手続きの簡素化、大量住所 D/B 一括転換プログラム開発支援など

* 情報の共有、連携活用を通じて位置基盤サービス (LBS) 等、空間情報産業の発展

(2) 基礎区域制度の導入: 全国を 3 万余りの細部区域に設定し、共通活用

○現在の行政基本区域の行政洞は区域が広く、都市化および開発などにより境界調整がしばしば発生し、これをもとに設定した市郡区、郵便、消防、保健などの行政区域もしばしば変更

* 事例: 龍山区青坡洞 (チョンパドン) 内に孝昌洞 (ヒョチャンドン) があって、鍾路区堅志洞 (キョンジドン) は道路を基準として設定

○各種統計調査などを行う場合、調査機関別に細部区域を設定しなければならず、その調査結果を他機関で活用することが困難

* 統計庁の住民、事業体関連情報も行政洞を基準として包括的に提供

○これに各種地域行政管轄および統計調査の細部単位として活用するよう全国の土地を細分化して国家基礎区域番号を付与 (約 3 万、5 桁番号)

* 邑面洞区域 (3, 474) → 国家基礎区域 (3 万 / 行政洞より 10 倍以上)

-合わせて国家基礎区域番号を新しい郵便番号として活用

○国家基礎区域番号の活用時、郵便・統計など公共区域の合理的設定で業務効率が高まって、民間の創業・営業活性化* を期待

* 細部区域に対する情報収集・分析が容易になり小商工人創業および営業に活用

(3) 都市地域の道路標識を道路名中心に表記

○現行の道路標識は地名・施設名を中心に案内するので特定地点を反復案内したり、多くの情報を表記して判読が困難

* 道路表示板の現状: 15 万 (都市地域 4.5 万、非都市地域 10.5 万)

○都市内道路標識を道路名中心に表記して、道探しに便利なようにして、都市の美観を考慮して表示板の大きさや案内内容を調整

○新しい道路標識導入で道路標識判読時間が短縮され、道を探しやすくなって運転者の利便性が高まって社会的費用節減を期待

(4) 道路名住所英文表記のグローバル化推進

○道路の進行方向・位置などを知らせるために設置する道路名・道路標識に道路名等を韓国語発音のとおりローマ字で表記

-これに伴い道路名の英文が非常に長く外国人の理解が困難

-一方、外国人理解のための英文略語並行表記も一部にだけ適用され、外国人が道を探す上で相変わらず困難が発生

* 中央路 (チュンアンノ) [Jungang-ro (St.)]、江南大路 (カンナムデロ)

[Kangnam-daero (Blvd.) など]

○道路名の英文表記を先進国と同じ方式に切り替えるのかどうか、公聴会・外国人アンケート調査等を通じて好む表現方式に改善

-道路銘板・道路標識・その他案内板などの英文表記が一致するよう文化体育観光部、行政安全部、国土海洋部などの規定を総合的に整備

□第4の案件として技術力増進、生産力拡大、雇用福祉のため「学業・就職並行教育体制構築方案」を議論

○人口高齢化によって2016年からは生産年齢人口の減少が予想され、労働市場参入年齢も高まっている。

	最終学校卒業年齢 1)		労働市場参入年齢 2)	
	1999	2006	1999	2006
韓国	21.0	21.9	24.3	25.0
OECD 平均	20.1	20.5	22.9	23.0 (ドイツ 19.0)

1) 同一年齢集団の中で50%以上が学校に通わない最初の年齢

2) 同一年齢集団の中で学校に通わないで就職する比重が50%を上回る最初の年齢 (OECD)

○専門学校卒業生の大学進学率上昇などにより、現場技術・技能人材需給難が一層深刻化する見通し

○社会全般の学究熱を受け入れながら、経済活動人口の減少および現場人材不足問題を解消するため就職と学業を併行する制度的基盤を早く用意する必要がある。

○このため①現場中心の職業教育を強化して、②就職と学業の並行条件を改善して、③産業界の教育参加拡大などを推進する予定

○最高の福祉は雇用の提供であり、今回の対策で学業・就職並行を通じた事前的雇用福祉体系の構築が可能で、

-世界的な現場技術人材養成による企業の技術力増進と生産力拡大を期待

(1) 現場中心職業教育強化

○マイスター高で産業界と就職(現場教育)契約を締結して学生を選抜、現場教育と学校教育を併行する就職契約入学制度を導入

-既に発表されたマイスター高育成法案(2010年5月)を大きな枠組みで維持するものの、2011~2012年に2~3のマイスター高を対象に就職契約入学制を試験運営

* (2011年2学期)モデル学校1学年在学学生→(2012)モデル学校新入生→(2013)他の学校に拡大検討

○マイスター高・特性化高校在学学生の現場経験強化および就職拡大と企業の現場労働力

難解消のために就職インターン制施行

- 2011~2012年に試験運営(2~3の学校)後、他の学校に拡大推進

就職インターン制の施行方案

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・参加対象:個人-マイスター高・特性化高校在学学生(1-3学年)
企業-雇用保険加入の常時勤労者5人以上事業場・企業が現場実習参加学生に実習手当てを支給 |
|---|

○これを後押しするため就職契約入学制および就職インターン制参加企業の現場教育で発生する経費を人材開発費として一般研究開発の税額控除対象(中小企業 25%、大企業 3~6%)に含ませる予定

* 2011年上半期に租税特例制限法施行令の改正推進(企画財政部)

(2) 日課学業の並行条件の改善

○日課学業を並行できる経路を提供するため“就職条件付き社内大学(技術大学含む)および契約学科と課程”を拡大

-マイスター高・特性化高校卒業生が就職と同時に社内大学や契約学科に入学する機会を拡大することによって就職拡大を誘導する計画

* 社内大学:3大学とも既存在職者課程で運営

* 契約学科:271課程のうち採用条件型は7%に過ぎず(大学院課程、卒業後採用条件型で運営)

-企業の就職条件付き大学進学課程開設を誘導するために税制上のインセンティブを拡大する予定(2011)

* 就職条件付き社内大学・契約学科進学者採用に対して、雇用創出投資税額控除の優待恩恵適用:高卒者採用時の税額控除額2,000万ウォンへ引上げ(現行青年1,500万ウォン、その他1,000万ウォン)(2011年租税特例制限法改正 企画財政部)

○社内大学入学要件を緩和して、自社および協力業者社員だけでなく、関連業種の社員にも入学許容を検討する予定(2011 教育科学部)

○在職勤労者が学業の中断なしに専門家に成長することができるよう職場経験だけでも大学に進学できる在職者特別選考を拡大する予定

* (2011)中央大など9大学→(2012)拠点国立大および主要私立大に拡大

○特性化高校-産業界-専門大学連携プログラムを拡大して教育課程の重複・除去を通じた授業年限短縮により青年層の早期社会参入を誘導

* 技術士官育成プログラム(中小企業庁)の拡大改編(教育科学部・中小企業庁、140億ウォン)

○基礎生活受給者の子供が特性化高校卒業後、大学に進学すれば大学登録料まで支援さ

れる反面、就職時には給与までも中断され、就職よりも進学を希望するという点を考慮して、

-基礎生活受給者に対して子供の就職後にも一定期間(3年)受給権者の地位を維持し、これと同等な恩恵を付与する計画(2011)

(3) 産業界の職業教育の役割向上

○主要企業-政府(または学校)間で、マイスター高・特性化高校卒業者の採用拡大および高校現場(実習)教育参加のための協約締結を拡げる計画

○「1社1校産学協カプログラム」への参加、「マイスター高・特性化高校卒業生採用自律目標制導入(2012年から)」等を通して、公共機関がマイスター高・特性化高校卒業生の力量開発および就職を先導していく予定

* (1社1校産学協カプログラム事例) 韓国鉱物資源公社-徳寿(トクス)高等学校(2009年6月)の協約:産学兼任教員の支援、現場実習・見学実施、施設・資機材の交替、奨学金支援、就職支援など

○マイスター高・特性化高校卒業生(就職条件付き社内大学・契約学と進学者を含む)採用に対して雇用創出投資税額控除の優待予定

* (現行)青年雇用1,500万ウォン→(改善)マイスター高・特性化高校卒業生採用2,000万ウォン

○「優秀技能の処遇改善法案」(2010年5月)を推進し、技術・技能人としての自負心と誇りを持つことができる社会的風土造成

○同種・類似業種企業が共同で、該当分野の専門技術人材を直接養成できるよう同業者大学の設立を誘導

* 韓国ポリテク大学(11大学35キャンパス)のうち一部キャンパスを民官協力のモデル同業者大学に指定・運営推進(2011年6月)

○現場教育を円滑に遂行するために大韓商工会議所に民官合同の“職業教育強化推進団”を設置して、モデル事業施行方案の用意および拡大を推進

-学校と企業を連結する現場教育仲介および事後管理のため地域(または雇用センター)に職業教育支援センターを設置・運営する予定

-産業別人的資源開発協議体は分野別に産業界の需要を反映した教育課程および科目などを開発する予定

□最後に国家競争力強化と大韓商工会議所が共同運営する民官合同規制改革推進団の「2010年企業現場障害で改善」をレビュー

○推進団は地域現場点検活動(30回)と業種別懇談会(57業種、68回)および経済団体建議収斂等を通して企業現場あい路を把握

○発掘された現場あい路のうち559件を各部署と協議して456件を改善

-受入れ率は 2009 年に比べて上昇(2008 年:44.8% → 2009 年:71.2% → 2010 年:81.6%)企業の現場障害解消チャンネルに定着

* 改善結果は 3 回(3, 6, 10 月)報告され(協議完了 412 件のうち 331 件改善)、2010 年 11~12 月中にも 147 件を協議、125 件を改善して今回の報告に反映

○2010 年に提起された現場あい路の処理結果を見れば

-立地および金融・税制が最も多く提起された。立地(78 件)、金融・税制(57 件)、住宅・建設(51 件)、労働(44 件)、安全・検査(33 件)の順に解消

-部署別では国土海洋部(72 件)、知識経済部(55 件)、雇用労働部(50 件)、企画財政部(44 件)、環境部(40 件)の順で建議課題を改善

区分	2010 年主要改善事項
投資あい路要因の除去	◇環境基準充足時に自然保全圏域内に工場および研修施設増設を許容(2010 年 12 月) ◇工場新・増設時に画一的な廃水排出量基準の改善(2011 年 6 月) ◇採鉱および送電塔設置などの制限緩和(2010 年 12 月)
不合理な手続きおよび基準の改善	◇認証試験の統合、期間短縮など認証制度全般に対する改善法案を用意(2011 年 6 月) ◇大気汚染物質の排出許容基準の改善(2011 年 12 月) ◇会話指導(E-2 ビザ)の外国人講師の勤め先制限緩和(2011 年 2 月)
未来成長基盤の構築	◇太陽光発電施設設置のため工場屋上賃貸の許容(2010 年 11 月) ◇建物の 4 階以上に保育施設の設置許容(2011 年 6 月) ◇調達庁で多数供給者 2 段階競争制度の改善(2010 年 11 月)
中小企業の経営あい路	◇中小の建設業者受注機会の拡大(2010 年 6 月) ◇中小製造業者出入り通行料に対する道路占用料軽減(2010 年 9 月) ◇施設未利用の児童養育手当て制度改善(2011 年 3 月)
地域の懸案解消	◇産業団地内の文化財周辺に工場増設が可能なよう建築制限を緩和(2011 年 3 月) ◇軍事施設保護区域内の入居企業の建築制限緩和(2011 年下半期) ◇大邱の都市高速道路の交通混雑解消

〈立地関連制度の改善〉

- ① (用途地域の許容建築物) 一律立地制限から地域条件などを考慮して、用途地域別に許される建築物を地方自治体が決められるよう改善
- ② (用途地域重複容積率) 一つの敷地に二つの用途地域をかける場合、容積率算定方法改善法案用意

〈環境・認証・安全・会計関連規制合理化〉

- ③ (研磨施設の排出基準) 焼鈍炉など汚染物質を発生させない研磨施設を大気汚染物質排出施設から除外
- ④ (コンセントの安全基準) 3口以上の埋込み型コンセントの安全認証基準を用意

〈新成長基盤拡充のための制度整備〉

- ⑤ (バイオガス) 移動充電車両を利用してバイオガスを供給できるようバイオガス品質基準を用意
- ⑥ (公営自転車) 公営自転車運営システムを社会基盤施設と認定(税制支援)して、グリーン産業に対する民間投資誘致および自転車利用の拡大

〈中小企業および脆弱階層支援〉

- ⑦ (停電被害の賠償) 韓国電力の軽過失によって発生した被害に対して韓電が責任を負うよう改善
- ⑧ (あんま院の面積基準) 不法行為に変質する心配がない範囲内で、視覚障害者あんま院の面積基準を上方修正(115 m²→300 m²)

〈業種および地域あい路の解消〉

- ⑨ (業種・地域) 物流ターミナル内に販売施設を一部許容、ソウル交通信号機設置工事で入札参加資格緩和など

○このような規制改革の結果、企業の政府規制政策および現場あい路活動満足度が改善されたと評価(2010年11月大韓商工会議所調査)

* 満足度の推移(%、大韓商工会議所): (2009.4) 26.8 → (2009.10) 38.9 → (2010.11) 41.6

- 建議した企業は現場あい路改善活動が経営に多いに役に立ったと評価(76.7%)

○規制改革推進団は現場中心の規制改善活動を持続して、後続措置に対する事後管理を強化する一方、改善の現場定着で努力

□委員会終了後、李大統領は迎賓館で規制改革と雇用創出など‘仕える行政’を実践した「第3回仕える行政大賞」受賞者(2地方自治体および公務員・経済団体職員20人)を褒賞して激励した。

○今年で3回目を迎える仕える行政大賞は現政権になって初めて施行された表彰として、

-慢性的な嘆願、国民の不便、企業あい路を解決したり、投資誘致などに優れた役割を果たし第一線で黙々と国民に仕える公職者を発掘して褒賞する制度

○今年は‘We-Together’運動で企業・市民社会とともに雇用創出の先頭に立った亀尾市をはじめ2地方自治体が受賞した。

-京畿道・利川市のキム・ジェホン氏をはじめ公務員15人と5経済団体職員を褒賞して夫婦同伴の昼食会を開いた。

○この日表彰されたキム・ジェホン(6級)氏は、利川市役所に勤め、環境汚染が発生しないのに既存規制に縛られて工場増設が難しい状況を、客観的立証資料を土台に關係部署と住民を説得して、1,500億ウォン規模の工場増設を引き出し、地域経済活性化に寄与した。

○チェ・ヨンヒョン(6級)氏は、賃貸住宅の詐欺被害を受けた借家人800余世帯の問題を自分自身のことのように捉え、綿密な法令解釈により仲介業者の違法行為を立証して、公認仲介士協会から賠償を受けられるようにした。その結果、被害住民から感謝盃を授与された。

○李大統領は、韓国が数多くの危機を克服してきたように現在の難しい安保状況など、試練と挑戦を賢くて断固たる姿勢で克服していくことだと話し、難しい条件でも韓国が力強く跳躍するためには受賞者と同じように国民と企業の困難を、自らの仕事のように立ち上がって解決しようとする、隠れた努力と犠牲があったためだと強調した。